

# 福岡市における駅前等のロッカーを利用したクリーニング衣類の受渡しについて

## 1. 要望

駅前等の無人ロッカーを利用して下着類やタオル等を含め24時間クリーニング衣類の受渡しができるようにしてもらいたい。

(参考) 厚生省通知(昭和61年)の整理

	下着類やタオル等	それ以外の洗濯物
クリーニング店に併設されているロッカー	×	
クリーニング店に併設されていないロッカー(駅前ロッカー等)	×	×

## 2. 自治体・事業者の従来認識

厚生省(当時)が昭和61年に発出した通知には、ロッカーを利用したクリーニング衣類の受渡しに関して、下記2点の取扱いが明記。

- ・ 衣類の受渡しを行うロッカーはクリーニング店に併設されていること
- ・ ロッカーでは下着類やタオル等を取り扱わないこと

この記載から、駅前等のロッカーを利用した下着類やタオル等を含めたクリーニング衣類の受渡しが実質禁止と考えられていた。

### 厚生労働省に確認

直轄チームから厚生労働省に確認したところ、当該通知に記載のある取扱いは「技術的助言」であり、禁止する規制ではなく、「公衆衛生・利用者保護の観点を踏まえつつ、自治体に判断いただくことで実施可能」とのことであり、その旨を周知する通知を令和3年3月26日付けで発出。

厚生労働省からの通知を踏まえ、福岡市が、早速、公衆衛生や利用者保護に係る独自の基準を定め、福岡市内において事業実施のための環境を整備。この度、事業者から当該事業を行う届出があり、駅前等のロッカーを利用したクリーニング衣類の受渡しを開始。